

財務省告示第三百六十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成十九年十月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十月二十五日

財務大臣 額賀 福志郎

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第八回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で七千六百九十二億二百九十九万円
五	最低額面金額	のうち、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行する個人向け国債については、額面金額で千九百十九億五千九百二十八万円、特別会計に関する法律第四十七条の規定に基づき発行する個人向け国債については、額面金額で五千七百七十二億四千三百七十一万円
六	振替単位	一万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額

七 発行日
 八 発行価格
 九 利率
 十 初期利子

十一 第二期以後の利子

十二 償還期限
 十三 償還金額
 十四 払込期日
 十五 払込場所
 十六 中途換金の取扱い

十七 中途換金の特例

額の整数倍の金額によるものとする。

平成十九年十月十五日額面金額百円につき百円

平成二十年四月十五日を支払期

とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期

が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、

次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.15}{100} \times 2$$

毎年十月十五日及び四月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十四年十月十五日額面金額百円につき百円

平成十九年十月十五日日本銀行の本店又は支店

中途換金の買取りは、平成二十

一年十月十五日以後において行

うこととし、その買取金額は、

次の算式により算出した金額と

$$\frac{\text{償還金額} + \text{償還利息}}{1.15}$$

前号による取扱いのほか、個人

向け国債を有する者（相続税法

（昭和二十五年法律第七十三号）
第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかつたときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十一年十月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれ算式により算出した金額とする。

（一）平成二十一年四月十五日から平成二十一年十月十五日前までの間の場合

$$\frac{\text{A} \times \text{B} \times \text{C}}{\text{D} + \text{E} + \text{F}} + \text{G}$$

（二）平成二十年十月十五日から平成二十一年四月十五日前までの間の場合

元利金支
払場所

- 額 + 経過利子の相当に相
面金額 + (二回の計額 + 経過
金額 - 経過利子に相当する
金額) 相当する金額
- (三) 平成二十年四月十五日から
平成二十年十月十五日前まで
の間の場合
額 + 経過利子の相当に相
面金額 + (一回分の利子に相
当する金額 + 経過利子に相
当する金額)
- (四) 平成二十年四月十五日前
の場合
額 + 経過利子に相当する
金額 - 経過利子に相当する
金額

日本銀行